

## ワンストップ特例申請書提出後に住所等の変更があった方へ

ワンストップ特例申請書を提出した後、寄附年の翌年1月1日までに住所、氏名等の変更があった場合は、ワンストップ特例申請事項変更届出書を提出する必要があります。

ワンストップ特例申請事項変更届出書へ必要事項をご記入のうえ、新しい住所等が確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード(表面)、住民票等の写し）と一緒に今帰仁村役場企画財政課へ提出してください。

【提出先】 〒905-0492 沖縄県国頭郡今帰仁村字仲宗根 219 番地  
今帰仁村役場 企画財政課 ふるさと納税担当 宛

※提出期限は、**寄附年の翌年1月10日（必着）**です。期限を過ぎた場合、ワンストップ特例制度をご利用できなくなりますのでご注意ください。

### ◆ふるさと納税ワンストップ特例申請の後、確定申告を行う場合

申告を行わない予定であったが、医療費控除等で確定申告をすることになった場合は、ワンストップ特例制度の対象外となり、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出していても、確定申告書にふるさと納税に係る寄附金についての記載がないと、寄附金税額控除の適用を受けることができません。

確定申告書に必ず寄附金についての記載、寄附証明書の添付をしてください。

### 【お問い合わせ】

今帰仁村役場 企画財政課 ふるさと納税担当

TEL：0980-56-2114

※平日 8:30～17:00（12:00～13:00 を除く）

FAX：0980-56-2105

MAIL：furusato@nakijin.jp